5　債権譲渡・債務引受

弁護士　茶木 真理子

第1　債権譲渡

1　債権の譲渡性とその制限

(1)　譲渡制限の意思表示の効力（法案466条2項、3項）

当事者間で譲渡を禁止又は制限する旨の意思表示（以下「譲渡制限特約」という。）がある場合であっても、債権譲渡の効力が妨げられないことを明確にした（2項）。よって、譲渡制限特約に反する譲渡がなされても、債権譲渡自体は有効であり、債権者は譲受人であって譲渡人ではない。また、譲渡人は債務者に対し履行を請求することはできない。

現行民法では、譲渡禁止特約に違反する譲渡の効力については、債務者の利益を保護するため、譲渡当事者間でも譲渡は無効である（ただし、善意無重過失の譲受人との関係においてのみ有効）との見解（物権的効力説）が有力とされてきたが（部会資料74A・2頁）、譲渡禁止特約が債権譲渡による円滑な資金調達を阻害しているとの指摘から、これとは異なる見解（相対的効力説）を採ることが明確にされた。

ただし、債務者の利益を保護するために、譲受人が悪意又は重過失の場合には、債務者は、その譲受人に対する債務の履行を拒むことができるほか、譲渡人に対して弁済その他の債権を消滅させる行為をすることができ、かつ、その事由をもって譲受人に対抗することができる（3項）。

(2)　譲渡制限の意思表示を悪意又は重過失の譲受人に対抗することができない場合（法案466条4項）

債務者が譲渡制限特約を理由に悪意・重過失の譲受人への弁済を拒みつつ、譲渡を理由に譲渡人への弁済をも拒むことは許されるべきではない。そこで、債務者が債務を履行しない場合において、悪意・重過失の譲受人が相当の期間を定めて債務者に対し「譲渡人への履行」の催告をしたにもかかわらず、その期間内にも債務者による履行がないときは、債務者は悪意・重過失の譲受人からの請求を拒むことができないとされた。

(3)　譲渡制限の意思表示が付された債権にかかる債務者の供託（法案466条の2、法案466条の3）

譲渡制限特約付債権が譲渡された場合において、債務者が弁済の相手方につき判断に迷うという事態に備えて、債務者は、譲受人の善意・悪意に関係なく、弁済供託をすることによって債務を免れることができるとされた（法案466条の2第1項）。供託をした債務者は、遅滞なく、譲渡人及び譲受人に通知をしなければならない（2項）。また、供託された金銭は、譲受人に限って、還付を請求することができる（3項）。

また、譲渡制限特約付債権が譲渡された後に、譲渡人が破産手続開始決定を受けたときは、譲受人は悪意・重過失であっても、債務者に対して、その債権全額の金銭の供託をさせることができるものとされた（法案466条の3第1項）。よって、譲受人から供託の請求があった場合は、債務者は破産管財人への弁済が禁止されることになる。これは、円滑な債権譲渡による資金調達を阻害しないように、譲受人が倒産手続外で債権全額の回収ができるようにしたものである。また、法案466条の2と同様、供託をした債務者は、遅滞なく、譲渡人及び譲受人に通知をしなければならず、供託された金銭については、譲受人に限って還付を請求することができる。

(4)　譲渡制限の意思表示が付された債権の差押え（法案466条の4）

合意によって差押禁止財産を作出することは認められないとの価値判断から、差押債権者に対しては譲渡禁止特約を対抗できないとされてきた従前の判例法理を明文化したものである（1項）。

ただし、譲受人が悪意・重過失の場合で、その譲受人の債権者によって強制執行がなされた場合は、債務者は、その債務の履行を拒むことができ、譲渡人に対する弁済その他の債務を消滅させる事由をもって対抗することができる（2項）。

(5)　預金債権又は貯金債権に係る譲渡制限の意思表示の効力（法案466条の5）

預貯金債権については、通常、譲渡制限特約が付され、これが一般的に周知されている。そこで、譲渡制限特約が付されている預貯金債権については、従前の判例法理通り、悪意・重過失の譲受人との関係では譲渡が無効であるとしたものである（1項）。よって、譲渡制限特約が付されている預貯金債権が悪意・重過失の譲受人に譲渡された場合は、その預貯金債権の債権者は譲渡人であって、譲受人ではないということになる。悪意・重過失

の譲受人であっても、債権者は譲受人であり、債務者は譲受人に対する履行の拒絶等ができるとした466条2項及び3項の例外となる。

なお、譲渡制限特約が付されている預貯金債権に対する強制執行をした差押債権者に対しては、債務者は譲渡制限特約をもって対抗できない(2項)。

2　将来債権の譲渡

従前の判例上認められていたとおり、将来発生する債権(将来債権)も譲渡は可能であること、債権譲渡の対抗要件の方法により対抗要件を具備することができることを明文化するものである。

また、将来債権が譲渡された後に譲渡人と債務者との間で譲渡禁止特約が付された場合について、対抗要件具備時までに譲渡禁止特約が付された場合には、債権者を固定するとの債務者の利益を優先させるために、譲受人等はその特約を知っていたものとみなすこととした(3項)。よって、この場合には、466条3項の規定が適用され、債務者は譲受人に対する履行の拒絶等ができることになる。

3　債権譲渡と債務者の抗弁

(1)　異議をとどめない承諾による抗弁の切断(法案468条)

債務者保護の観点から、従前の民法468条1項(債務者が異議をとどめないで承諾をしたときは、譲渡人に対抗することができた事由を善意譲受人に対抗することができなくなる旨の規定)が削除された。

債務者は、対抗要件具備時までに譲渡人に対して生じた事由をもって譲受人に対抗することができる(1項)。ただし、債務者が自らの意思表示によって抗弁を放棄することは妨げられない(部会資料74A・11頁)。

(2)　債権譲渡と相殺(法案469条)

債務者は、対抗要件具備時より前に取得した譲渡人に対する債権による相殺をもって譲受人に対抗することができる(1項)。差押と相殺の場面と同様、いわゆる「無制限説」を採用したものである。

また、対抗要件具備時より後に取得した譲渡人に対する債権であっても、対抗要件具備時より前の原因に基づいて生じた債権や、譲受人が取得する債権と同じ発生原因である契約から生じる債権については、相殺が可能とされた(2項)。ただし、対抗要件具備時より後に他人から債権を取得した場合には、合理的な相殺の期待はないから、その債権を自働債権として相殺することはできない。

第2　債務引受

現行民法には、債務引受に関する規定がなかったため、併存的債務引受及び免責的債務引受について、それぞれ要件と効果につき明文化された。

1　併存的債務引受(法案470条、471条)

(1)　併存的債務引受の引受人は、債務者と連帯して、債務者が債権者に対して負担する債務と同一の内容の債務を負担する(法案470条1項)。併存的債務引受における債務者の債務と引受人の債務は連帯債務の関係にあることが明らかにされ、特別の合意がない限り、連帯債務に関する規定が準用されることになる。

併存的債務引受は、債権者と引受人となる者との契約によってすることができる(同条2項)。この場合、債務者の意思に反する場合であっても認められる。

また、併存的債務引受は、債務者と引受人となる者との契約によってもすることができるが、この場合は、債権者が引受人となる者に対して承諾をした時に初めて効力が発生する(同条3項)。なお、この場合の併存的債務引受は、第三者のためにする契約に関する規定に従う(同条4項)。

(2)　引受人は、併存的債務引受により負担した自己の債務について、その効力が生じた時に債務者が主張することができた抗弁をもって債権者に対抗することができる(法案471条1項)。

債務者が債権者に対して取消権又は解除権を有するときは、引受人は、これらの権利の行使によって債務者がその債務を免れる限度において、債権者に対して債務の履行を拒むことができる(同条2項)。

2　免責的債務引受(法案472条～472条の4)

(1)　免責的債務引受の引受人は債務者が債権者に対して負担する債務と同一の内容の債務を負担し、債務者は自己の債務を免れる(法案472条1項)。

免責的債務引受は、債権者と引受人となる者との契約によってすることができる(同条2項)。この場合において、免責的債務引受は、債権者が債務者に対してその契約をした旨を通知した時にその効力を生ずる(同項)。

また、債務者と引受人となる者が契約をし、債権者が引受人となる者に対して承諾をすることによってもすることができる（同条3項）。

(2)　免責的債務引受の引受人は、債務者に対して求償権を取得しない（法案472条の3）。ただし、債務者と引受人との間で求償関係を生じさせるとの特約をすることは妨げられないと解される。

引受人は、免責的債務引受により負担した自己の債務について、その効力が生じた時に債務者が主張することができた抗弁をもって債権者に対抗することができる（法案472条の2第1項）。

債務者が債権者に対して取消権又は解除権を有するときは、引受人は、免責的債務引受がなければこれらの権利の行使によって債務者がその債務を免れることができた限度において、債権者に対して債務の履行を拒むことができる（同条第2項）。

(3)　債権者は、債務者の債務を担保していた担保権を、あらかじめ又は同時に引受人に意思表示をすることにより、引受人が負担する債務に移すことができる（法案472条の4第1項、2項）。ただし、引受人以外の者がこれを設定した場合には、その者の承諾が必要となる。

保証人についても同様に移転できるが、引受人以外の者が保証人である場合は、その者の書面による承諾が必要となる（同条第3項、4項）。

第3　契約上の地位の移転（法案539条の2）

契約の当事者の一方が第三者との間で契約上の地位を譲渡する旨の合意をした場合において、その契約の相手方がその譲渡を承諾したときは、契約上の地位は、その第三者に移転することを明文化した。

ただし、賃貸不動産の譲渡に伴う賃貸人の地位の移転に関しては、特別の規律が用意されている（法案民法605条の2、605条の3）。